

第 138 期 定時株主総会 招 集 ご 通 知



開催日時

2023年6月29日(木曜日)
午前10時



開催場所

東京都中央区日本橋一丁目15番1号
パーカービル 2階 会議室

(末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)

議 案

- 第1号議案 剰余金処分の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)6名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

証券コード：4095

目 次

第138期定時株主総会招集ご通知	1
議決権行使のご案内	3
株主総会参考書類	5
事業報告	13
連結計算書類	36
計算書類	40
監査報告書	44
株主総会会場ご案内図	

証券コード：4095
2023年6月13日
(電子提供措置の開始日 2023年6月7日)

株 主 各 位

東京都中央区日本橋一丁目15番1号
日本パーカライジング株式会社
代表取締役会長兼社長 里 見 多 一

第138期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第138期定時株主総会を下記の通り開催いたしますので、ご通知申し上げます。

本株主総会の招集に際しては電子提供措置をとっており、インターネット上の下記ウェブサイト
に「第138期定時株主総会招集ご通知」として電子提供措置事項を掲載しております。

当社ウェブサイト <https://www.parker.co.jp/IR/meeting>



また、上記のほか、東京証券取引所のウェブサイトにも掲載しております。

東京証券取引所ウェブサイト（東証上場会社情報サービス）

<https://www2.jpx.co.jp/tseHpFront/JJK010010Action.do?Show=Show>



上記のウェブサイト（東証上場会社情報サービス）にアクセスして、当社名（日本パーカライジング）又は証券コード（4095）を入力・検索し、「基本情報」、「縦覧書類/PR情報」を順に選択のうえ、ご確認くださいませようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席されない場合は、同封の議決権行使書面の郵送又はインターネット等によって議決権を行使することができますので、お手数ながら電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、2023年6月28日の午後5時15分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都中央区日本橋一丁目15番1号 パーカービル 2階 会議室 （末尾の「株主総会会場ご案内図」をご参照ください。）
3 目的事項	報告事項 1. 第138期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）事業報告、連結計算書類の内容並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第138期（2022年4月1日から2023年3月31日まで）計算書類の内容報告の件 決議事項 第1号議案 剰余金処分の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件 第3号議案 監査等委員である取締役2名選任の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
 - ご送付している書面は、書面交付請求に基づく電子提供措置事項記載書面を兼ねております。なお、法令及び当社定款第16条の規定に基づき、下記の事項を除いております。したがって、当該書面は監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。
- 「連結注記表」「個別注記表」
- 電子提供措置事項に修正が生じた場合は、掲載している各ウェブサイトへ修正内容を掲載させていただきます。



議決権行使のご案内

電子提供措置事項に掲載の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権のご行使をお願い申し上げます。
議決権のご行使には以下の3つの方法がございます。

1. 議決権の行使方法について

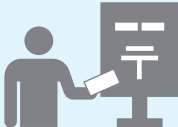
株主総会にご出席の場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

開催日時 2023年6月29日（木曜日）午前10時（受付開始：午前9時）

書面による行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。
議決権行使書面において、議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時15分到着分まで

インターネット等による行使の場合



当社の指定する議決権行使サイト (<https://evote.tr.mufg.jp/>) にアクセスいただき、議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限 2023年6月28日（水曜日）午後5時15分入力分まで

詳細は、次ページ「インターネット等による議決権行使のご案内」をご覧ください。

2. 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

- (1) 郵送とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効とさせていただきます。
- (2) インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

④ 機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームの利用を事前に申し込まれた管理信託銀行等の名義株主様（常任代理人様を含みます。）につきましては、上記のインターネット等による議決権行使以外に、当該プラットフォームをご利用いただくことができます。

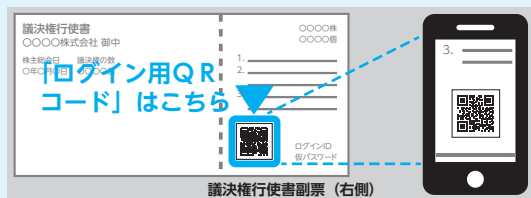
インターネット等による議決権行使のご案内

インターネット等により議決権をご行使される場合は、**2023年6月28日（水曜日）午後5時15分までに**、パソコン又はスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、画面の案内に従ってご行使いただきますようお願いいたします。なお、当日ご出席の場合は、議決権行使書の郵送又はインターネット等による議決権行使のお手続きはいずれも不要です。

QRコードを読み取る方法

スマートフォンでQRコードを読み取っていただくことで、ログインID・パスワードの入力が不要になります。

1. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ってください。



2. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト

(<https://evote.tr.mufig.jp/>)

1. パソコン又はスマートフォンから、上記の議決権行使サイトにアクセスしてください。
2. 同封の議決権行使書副票（右側）に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」をご入力ください。

入力後、「ログイン」をクリック

3. 「現在のパスワード」と「新しいパスワード」をそれぞれ入力してください。

入力後、「送信」をクリック

4. 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使の場合の注意点

- (1) インターネット等による議決権行使は、毎日午前2時から午前5時までは取り扱いを休止します。
- (2) パソコン又はスマートフォンによるインターネットのご利用環境やご加入のサービス、ご使用の機種によっては、議決権行使サイトがご利用できない場合があります。詳細につきましては、下記ヘルプデスクにお問い合わせください。
- (3) パソコン又はスマートフォンによる、議決権行使サイトへのアクセスに際して発生するインターネット接続料・通信料等は、株主様のご負担となります。

システム等に関する
お問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社証券代行部（ヘルプデスク）
☎ 0120-173-027（通話料無料） 受付時間 9:00～21:00

議案及び参考事項

第1号議案 剰余金処分の件

当社は、株主の皆様に対する利益還元を経営上の重要課題の一つと考え、業績動向、配当性向並びに将来の事業展開に必要な内部留保の水準等を総合的に勘案し、利益配分を決定しております。また、社会の一員として、内部留保資金につきましては、サステナビリティ経営に基づく将来の事業投資に活用し、企業価値向上に努めてまいります。

配当につきましては、連結配当性向30%を目安に、将来の事業展開及び収益水準を勘案しつつ、安定した配当の継続と総還元性向についても視野に入れて決定することで、株主の皆様のご期待に添うべく努力してまいります。

なお、成長のための投資資金及び財務基盤の安全性がある程度確保されたものと判断し、当面の間は可能な限り配当金として株主の皆様へ還元いたしたいと存じます。

当期の期末配当につきましては、次の通り1株につき20円とさせていただきたいと存じます。これにより、中間配当を加えました年間配当金は、1株につき40円となります。

期末配当に関する事項

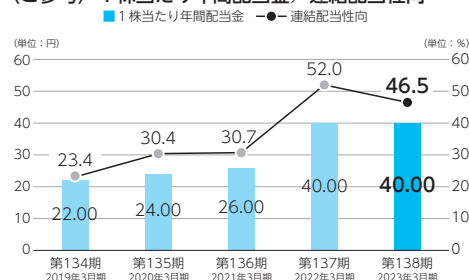
1 配当財産の種類 金銭といたします。

2 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき金 20円
総額 2,364,996,660円

3 剰余金の配当が効力を生じる日
2023年6月30日

(ご参考) 1株当たり年間配当金／連結配当性向



第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名選任の件

現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名全員は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役（監査等委員である取締役を除く。）6名の選任をお願いいたしますと存じます。

なお、候補者につきましては、任意の指名・報酬委員会の答申を経て、取締役会で決議しております。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次の通りであります。

候補者 番号	氏名	現在の当社における 地位・担当	取締役会への 出席状況
1 再任	さとみ かずいち 里見 多一	取締役会長兼社長	100% (12/12回)
2 再任	たむら ひろやす 田村 裕保	取締役 管理本部・グループ統括本部管掌	100% (12/12回)
3 再任	よしだ まさゆき 吉田 昌之	取締役 技術本部・経営企画本部管掌	100% (12/12回)
4 再任	ふくた やすまさ 福田 康政	取締役 製品事業本部・加工事業本部管掌	100% (10/10回)
5 再任	えもり し ま こ 江森 史麻子	社外 独立 社外取締役（独立役員）	100% (12/12回)
6 再任	もり たつ や 森 達哉	社外 独立 社外取締役（独立役員）	100% (12/12回)

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 江森史麻子及び森達哉の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 江森史麻子及び森達哉の両氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は江森史麻子及び森達哉の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補の対象としています。各候補者が就任された場合には、被保険者に含まれることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

1 里見 多一 さと み かず いち 1947年12月8日生

再任

■ 所有する当社の株式数	■ 取締役会への出席状況
438,866株	100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1985年 4 月	当社入社	2005年 6 月	当社取締役副社長
1987年 7 月	当社取締役	2011年 4 月	当社取締役社長
2000年 1 月	当社常務取締役	2017年 6 月	当社取締役会長
2003年 6 月	当社専務取締役	2022年 6 月	当社取締役会長兼社長 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

里見多一氏は、1987年に取締役に就任した後、長年にわたり当社の経営全般を牽引しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き業務執行の監督を行い、当社の企業価値向上を実現するために適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

2 田村 裕保 た むら ひろ やす 1960年6月5日生

再任

■ 所有する当社の株式数	■ 取締役会への出席状況
17,900株	100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1983年 4 月	当社入社	2015年 6 月	当社取締役管理本部長
2009年12月	当社経理部統括部長	2022年 6 月	当社取締役管理本部・グループ統括本部管掌 現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

田村裕保氏は、財務、会計分野において豊富な業務経験と実績を有し、管理本部及びグループ統括本部を管掌しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

3

よし だ ま さ ゆ き
吉田 昌之

1962年8月9日生

再任

■ 所有する当社の株式数

3,766株

■ 取締役会への出席状況

100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1987年 4 月 当社入社

2017年 6 月

当社取締役総合技術研究所長

2012年 4 月 当社総合技術研究所第一研究センター所長

2018年 4 月

当社取締役技術本部長兼総合技術研究所長

2013年 6 月 パーカー表面処理科技（上海）総経理

2022年 6 月

当社取締役技術本部・経営企画本部管掌
現在に至る

■ 取締役候補者とした理由

吉田昌之氏は、薬品事業の技術開発に関する幅広い専門知識と高い見識を有し、技術本部及び経営企画本部を管掌しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

4

ふく た やす ま さ
福田 康政

1965年9月20日生

再任

■ 所有する当社の株式数

3,700株

■ 取締役会への出席状況

100% (10/10回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

1989年 4 月 当社入社

2019年 6 月

当社執行役員製品事業本部長

2016年 7 月 当社マーケティング部長

2022年 6 月

当社取締役製品事業本部・加工事業本部管掌
現在に至る

2019年 4 月 当社製品事業本部長

■ 取締役候補者とした理由

福田康政氏は、薬品事業の営業経験を基に、営業・マーケティングに関する豊富な経験と高い見識を有し、製品事業本部及び加工事業本部を管掌しております。これらの経験及び実績をもとに、引き続き当社経営を担う適切な人材と判断し、取締役候補者いたしました。

5 江森 史麻子 1965年10月28日生

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数 0株
■ 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年10月	弁護士登録	2009年 4 月	駒澤大学法科大学院准教授
2004年 9 月	弁理士登録	2017年 4 月	駒澤大学法科大学院教授
2009年 3 月	大洋綜合法律事務所開設 (現在に至る)	2019年 6 月	当社社外取締役 現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

江森史麻子氏は、弁護士としての専門的見地と豊富な経験を有しており、引き続き取締役会の監督機能とコンプライアンス強化のために適切な助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者いたしました。

6 森 達哉 1968年 3 月25日生

再任 社外 独立

■ 所有する当社の株式数 0株
■ 取締役会への出席状況 100% (12/12回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2002年12月	株式会社あおぞら銀行入社	2012年11月	オフィス・プライフィス設立
2006年 7 月	日本アジア投資株式会社入社	2019年 6 月	当社社外取締役
2010年 5 月	ニューホライズン・キャピタル株式会社入社		現在に至る

■ 社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

森達哉氏は、経営コンサルタントとして複数の事業会社の経営に携わるなど、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見を有しており、引き続き取締役会の監督機能とコーポレートガバナンス強化のために適切な助言をいただけるものと期待し、社外取締役候補者いたしました。

2 ち か こう じ **近 浩 二** 1962年6月16日生

再 任 **社 外** **独 立**

■ 所有する当社の株式数

0株

■ 取締役会への出席状況

92% (11/12回)

■ 監査等委員会への出席状況

96% (22/23回)

■ 略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2013年 3 月	日本生命保険相互会社 執行役員営業企画部長	2019年 4 月	株式会社星和ビジネスリンク代表取締役副社長
2015年 3 月	同社執行役員お客様サービス副本部長	2019年 6 月	当社社外取締役（監査等委員）（現在に至る）
2017年 3 月	同社常務執行役員本店法人営業本部長	2020年 4 月	株式会社星和ビジネスリンク代表取締役社長 現在に至る

■ 監査等委員である社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

近浩二氏は、会社経営の豊富な経験と幅広い見識を有しており、引き続き独立した立場で監査等委員の職務を適切に遂行いただけるものと期待し、監査等委員である社外取締役候補者といえました。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 久保田正治及び近浩二の両氏は、社外取締役候補者であります。なお、当社は、両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ており、両氏の選任が承認された場合、引き続き独立役員となる予定であります。
3. 久保田正治及び近浩二の両氏は、現在、当社の監査等委員である社外取締役であります。監査等委員である社外取締役在任期間は、本総会終結の時をもって4年であります。
4. 当社は、久保田正治及び近浩二の両氏との間で、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する旨の責任限定契約を締結しており、両氏の選任が承認された場合には、当該責任限定契約を継続する予定であります。
5. 当社は、取締役全員を被保険者とする会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補の対象としています。久保田正治及び近浩二の両氏が再任された場合には、被保険者に含められることとなります。また、次回更新時には同内容での更新を予定しております。

＜ご参考＞ 本定時株主総会後の取締役会の構成及びスキル・マトリックス

第2号議案及び第3号議案が原案通り承認可決された場合の取締役会の構成及び専門性と経験は以下の通りとなります。

氏名	企業経営	マーケティング ・ 営業	開発 ・ 技術	国際 ・ グローバル	財務 ・ 会計	法務 ・ コンプライアンス
里見 多一	○		○	○		
田村 裕保	○				○	
吉田 昌之	○		○	○		
福田 康政	○	○				
江森史麻子	○					○
森 達哉	○				○	
久保田正治						○
細金 逸人	○	○		○		
近 浩二	○	○				
樫山 重貴				○	○	

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及びその成果

当期における世界経済は、各国で行動制限が緩和され、社会経済活動の正常化が進展したことにより緩やかな回復基調で推移いたしました。資源・エネルギー価格の高騰や根強いインフレ圧力が継続していることに加え、欧米の金融引き締め政策等による景気後退リスクもあり、依然として先行きは不透明な状況で推移いたしました。国内経済におきましても、社会経済活動の正常化が進み、設備投資や個人消費を中心に緩やかな持ち直しの動きが見られましたが、原材料価格の上昇や部品供給制約の影響により回復力は鈍く、企業収益や生産においては一部で弱さがみられるなど、先行き不透明な状況が続きました。

当社グループの主要取引先であります自動車業界では、依然として半導体供給不足による減産の影響は続いているものの、アジア諸国を中心に生産台数の回復傾向が見られ、国内においても期後半にかけて緩やかな回復基調で推移いたしました。もう一つの柱であります鉄鋼業界では、インドでは経済成長を背景に粗鋼生産量が前年を上回る水準で推移したものの、自動車減産の長期化や中国の不動産市況悪化等の影響により、日本、中国、米国においては前年をやや下回る水準で推移いたしました。

このような状況において、当社グループでは、今年度より第4次中期経営計画をスタートいたしました。2028年の創業100周年に向けて、新たな成長を実現するための重要な期間と位置づけ、全事業セグメントにおいて、既存事業の深耕、新規分野の開拓、グローバル事業の拡大に加えて、環境問題などの社会課題解決に積極的に取り組むなど、長期的な視点で企業価値の向上に取り組んでまいりました。また、お客様から信頼をいただける製品・サービスを提供するために、グループ全体の品質管理と品質保証の強化にも努めてまいりました。

この結果、当期の連結業績は次の通りとなりました。

売上高は、119,177百万円（前期比1.2%増）、営業利益は、12,668百万円（前期比5.3%減）となりました。経常利益は、16,625百万円（前期比2.2%減）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は、9,973百万円（前期比10.2%増）となりました。

売上高

1,191億7千7百万円

前期比 1.2%増 

営業利益

126億6千8百万円

前期比 5.3%減 

経常利益

166億2千5百万円

前期比 2.2%減 

親会社株主に帰属する当期純利益

99億7千3百万円

前期比 10.2%増 

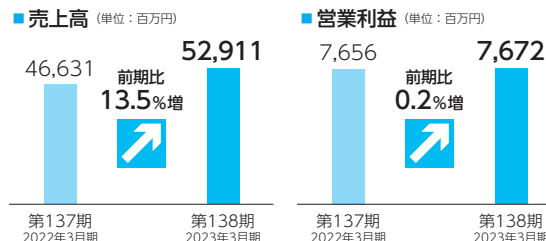
事業報告

事業別の概況

薬品事業

■主要な事業内容

金属表面処理剤、防錆油、圧延油、塗料、工業用洗浄剤、無電解ニッケルめっき液の製造・販売他

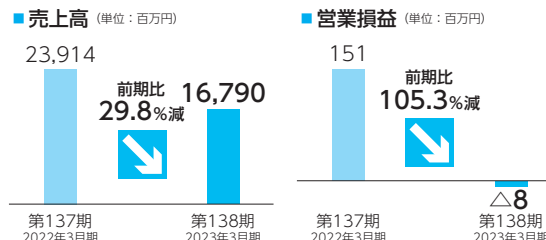


売上高は52,911百万円（前期比13.5%増）、営業利益は7,672百万円（前期比0.2%増）となりました。当事業部門は、あらゆる産業分野における素材の洗浄、防錆、塗装下地、潤滑、意匠などを目的として表面処理剤の製造・販売と、これに伴う最新のノウハウ、技術サポートを提供しております。国内では主要顧客の減産等の影響により、期前半では金属表面処理剤の販売が伸び悩みましたが、期後半にかけては緩やかな回復基調で推移し、原材料価格高騰の影響が継続したことから収益性は低下したものの、全体として増収増益となりました。

装置事業

■主要な事業内容

金属表面処理装置、粉体塗装装置、熱交換器等の製造・販売他

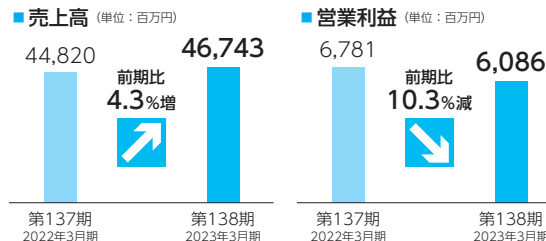


売上高は16,790百万円（前期比29.8%減）、営業損失は8百万円（前期は151百万円の営業利益）となりました。当事業部門は、輸送機器業界を中心に前処理設備、塗装設備及び粉体塗装設備などを製造・販売しております。前期は国内外で大型設備案件の施工が進捗し業績に寄与しましたが、今期はその効果が減少したことに加え、中国ロックダウンに伴う工期の後ろ倒しや鋼材価格の高騰などの要因により大幅な減収減益となり、利益面では営業損失となりました。

加工事業

■主要な事業内容

防錆加工、熱処理加工、めっき処理他

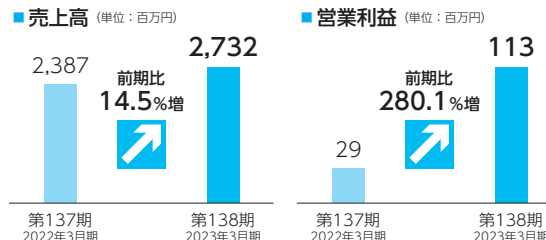


売上高は46,743百万円（前期比4.3%増）、営業利益は6,086百万円（前期比10.3%減）となりました。当事業部門は、潤滑性・高密着性などの機能性を付与する「防錆加工」、金属の強度や耐久性を高める「熱処理加工」、素材表面に薄膜金属を被膜することで高耐食性、耐摩耗性などを付与できる「めっき処理」などの表面処理の加工サービスを提供しております。ベトナム・インドなど一部のアジア地域では比較的堅調に推移したことや為替レートが円安に進んだこと等から、増収となりましたが、国内及び北米、中国、タイでは主要取引先である自動車部品メーカーの生産低調に伴い販売が伸び悩んだことに加えて、原材料費・光熱費の上昇により収益性が低下し、減益となりました。

その他

■主要な事業内容

ビルメンテナンス事業、太陽光発電事業他



売上高は2,732百万円（前期比14.5%増）、営業利益は113百万円（前期比280.1%増）となりました。当事業部門は、ビルメンテナンス事業、太陽光発電事業などを営んでおります。主にビルメンテナンス事業の業績が順調に推移したため増収増益となりました。また、ライフサイエンス事業として、血液や生体組織の付着を低減した電気メス部品「CHIDORI」などの製造販売を通じて、医療機器分野への参入も進めてまいりました。

(事業の種類別セグメント売上高明細)

(単位：百万円)

事業の種類別セグメント				売上高	
				金額	構成比
薬	品	事	業	52,911	44.4%
装	置	事	業	16,790	14.1%
加	工	事	業	46,743	39.2%
そ		の	他	2,732	2.3%
合		計		119,177	100.0%

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施した設備投資の総額は9,292百万円であり、事業セグメント別の主なものは次の通りであります。

当期において継続中の主要な設備

全社 当社

加工事業 パーカー加工(株)

装置事業 パーカーエンジニアリング(株)

新研究棟の建設及び現実験棟の改修

防錆加工工場の建替

技術開発センター実験棟及び事務棟の建設

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 対処すべき課題

当社グループでは、2028年の創業100周年とその先の未来に向けて、当社の企業理念を実現し、持続可能な社会の実現に貢献するため、2021年度に長期ビジョン「Vision2030」を策定し、今年度は、Vision2030実現に向けた基盤作りのため、第4次グループ中期経営計画を策定いたしました。

第4次グループ中期経営計画では、「Vision2030の実現に向けた成長戦略の推進」、「社会課題解決への貢献」、「企業変革」の3つを基本方針として、全事業セグメントにおいて、既存事業の深耕、新規分野の開拓、グローバル事業の拡大に加えて、環境問題などの社会課題解決に積極的に取り組むことで企業価値の向上に取り組んでまいります。

また、持続可能な社会の実現に向けて、当社グループが優先的に取り組むべき以下の6つの重要課題（マテリアリティ）を特定し、グループ全体でサステナビリティ経営を推進し、事業活動を通じて社会課題の解決に積極的に取り組んでまいります。

6つの重要課題（マテリアリティ）

①表面改質技術による豊かな社会の創出

- ・環境に配慮した新製品・新技術の開発
- ・表面改質技術を生かした新規分野の開拓
- ・オープンイノベーションの積極的な推進

②高付加価値の製品・サービスを世界のお客さまに

- ・研究開発や生産・品質管理体制の強化

③現場で働く人たちの安心・安全衛生確保

- ・安全衛生環境活動の継続的な取り組み

④多様な価値観を尊重し“力”に変えられる企業文化の醸成

- ・多様な人材の活躍推進
- ・人権の尊重

⑤持続可能な社会の実現に向けた責任ある対応

- ・持続可能なサプライチェーンの構築
- ・環境負荷低減への貢献

⑥誠実な企業であり続けるための継続的な取り組み

- ・誠実で正直な企業運営
- ・リスクマネジメントの向上

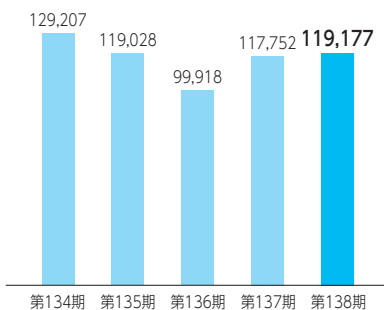
(5) 財産及び損益の状況の推移

区 分		第134期 2019年3月期	第135期 2020年3月期	第136期 2021年3月期	第137期 2022年3月期	第138期 2023年3月期
売上高	(百万円)	129,207	119,028	99,918	117,752	119,177
経常利益	(百万円)	20,130	15,723	14,197	17,003	16,625
親会社株主に帰属する 当期純利益	(百万円)	11,424	9,449	9,999	9,046	9,973
1株当たり当期純利益	(円)	94.20	78.87	84.75	76.93	86.10
総資産額	(百万円)	218,818	216,773	220,210	228,982	236,534

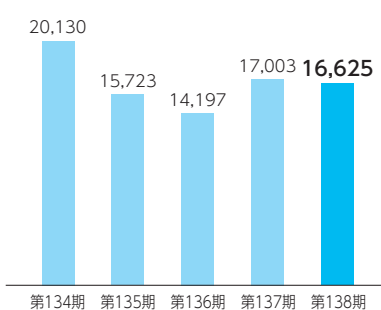
(注) 1. 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

2. 1株当たり当期純利益は、自己株式控除後の期中平均株式数に基づき算出しております。

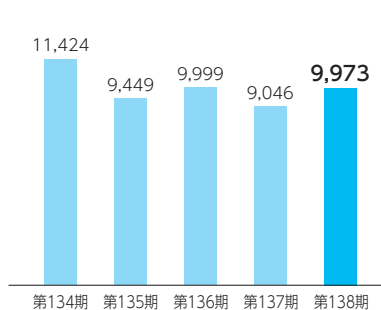
■ 売上高 (単位: 百万円)



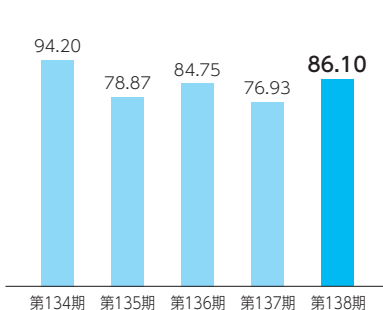
■ 経常利益 (単位: 百万円)



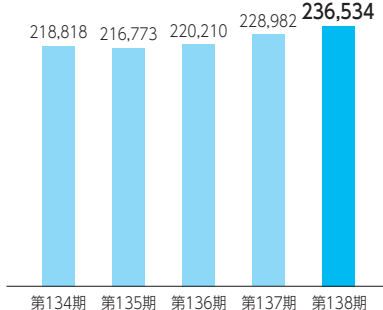
■ 親会社株主に帰属する当期純利益 (単位: 百万円)



■ 1株当たり当期純利益 (単位: 円)



■ 総資産額 (単位: 百万円)



(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	議決権の 所有割合	主要な事業内容
パーカー加工株式会社	416百万円	72.5%	防錆加工及び塗装処理
パーカーエンジニアリング株式会社	494	90.0	防錆加工装置等の製造、販売
浜松熱処理工業株式会社	150	56.3	熱処理加工
日本カニゼン株式会社	428	100.0	無電解ニッケルめっき液の製造・販売 及び加工
パーカーツルテック株式会社	28百万US\$	100.0	防錆加工及び熱処理加工
タイパーカライジング株式会社	28百万Bht	49.0	金属表面処理剤の製造・販売、防錆加 工及び熱処理加工

当社の連結子会社は、上記重要な子会社の状況に記載した6社を含め45社であり、持分法適用会社は9社であります。

③ 事業年度末日における特定完全子会社の状況

該当事項はありません。

(7) 主要な事業内容

薬品事業	金属表面処理剤、防錆油、圧延油、塗料、工業用洗浄剤、無電解ニッケルめっき液の製造・販売他
装置事業	金属表面処理装置、粉体塗装装置、熱交換器等の製造・販売他
加工事業	防錆加工、熱処理加工、めっき処理他
その他	ビルメンテナンス事業、太陽光発電事業他

(8) 主要な事業所

主要拠点、主要な子会社の名称及び所在地

当 社	本社（東京都中央区）、 総合技術研究所（神奈川県平塚市）、 東日本事業部（神奈川県平塚市）、西日本事業部（大阪府吹田市）
子 会 社	パーカー加工株式会社（本社 東京都中央区、10工場） パーカーエンジニアリング株式会社（本社 東京都中央区、5営業所） 浜松熱処理工業株式会社（本社 静岡県浜松市、4工場） 日本カニゼン株式会社（本社 東京都足立区、2営業所、3工場） パーカーツルテック株式会社（本社 米国） タイパーカライジング株式会社（本社 タイ）

(9) 従業員の状況

従 業 員 数	前期末比増減
4,317名	36名減

(注) 上記従業員数は就業人員であり、臨時従業員は含まれておりません。

(10) 主要な借入先

借 入 先	借 入 金 残 高
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	500 百万円

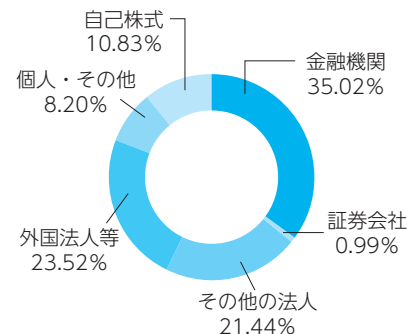
2. 会社の株式に関する事項

(1) 発行可能株式総数 300,000,000株

(2) 発行済株式の総数 132,604,524株

(3) 当期末株主数 6,656名

▶ 所有者別持株比率



(4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	12,960 千株	10.96 %
NORTHERN TRUST CO. (AVFC) RE FIDELITY FUNDS	7,302	6.17
日 本 生 命 保 険 相 互 会 社	7,015	5.93
明 治 安 田 生 命 保 険 相 互 会 社	5,020	4.24
株 式 会 社 千 葉 銀 行	4,765	4.02
株 式 会 社 雄 元	4,708	3.98
公益財団法人 里 見 奨 学 会	4,633	3.91
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 (信 託 口)	3,771	3.18
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	3,113	2.63
みずほ信託銀行株式会社 退職給付信託 日本製鉄退職金口 再信託受託者 株式会社日本カストディ銀行	2,664	2.25

- (注) 1. 当社は、自己株式14,354千株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。
 2. 持株比率は、自己株式を控除して計算しております。
 3. 当社は「株式給付信託 (BBT)」を導入しており、株式会社日本カストディ銀行 (信託E口) (以下「信託E口」といいます。) が当社株式145千株を取得しております。信託E口が所有する当社株式については、自己株式に含めておりません。

(5)当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付した株式の状況取締役_等に交付した株式の区分別合計

	株式数	交付対象者数
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	20,200株	2名

(6)その他株式に関する重要な事項

当社は、資本効率の向上を図るとともに、経営環境の変化に対応した機動的な資本政策を遂行するため、次の通り自己株式を取得いたしました。

2022年3月25日開催の取締役会決議

- ①取得日 2022年4月1日～2022年11月30日
- ②取得株式の総数 2,000千株
- ③取得価額の総額 1,844百万円

3. 会社役員に関する事項

(1) 取締役の氏名等

(2023年3月31日現在)

地	位	氏	名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長兼社長		里	見 多 一	最高経営責任者
取 締 役		田	村 裕 保	管理本部・グループ統括本部管掌
取 締 役		吉	田 昌 之	技術本部・経営企画本部管掌
取 締 役		福	田 康 政	製品事業本部・加工事業本部管掌
取 締 役		江	森 史 麻 子	
取 締 役		森	達 哉	
取締役（監査等委員）		久 保 田	正 治	
取締役（監査等委員）		細	金 逸 人	
取締役（監査等委員）		近	浩 二	
取締役（監査等委員）		樋	山 重 貴	

- (注) 1. 取締役 江森史麻子、森 達哉、久保田正治、近 浩二及び樋山重貴の各氏は、社外取締役であり、また株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。
2. 取締役（監査等委員）樋山重貴氏は、公認会計士及び税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
3. 松本 満氏は、2022年6月29日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって、取締役を任期満了により退任いたしました。
4. 福田康政氏は、2022年6月29日開催の第137期定時株主総会において、取締役に就任いたしました。
5. 樋山重貴氏は、2022年6月29日開催の第137期定時株主総会において、取締役（監査等委員）に就任いたしました。
6. 監査等委員会設置会社のもと、監査等委員会が主体となり内部統制システムを通じた組織的な監査を実施しているため、必ずしも常勤者の選定を必要としないことから、常勤の監査等委員を選定しておりません。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は金500万円又は法令が定める額のいずれか高い額としております。

(3)役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社の全ての取締役及び執行役員並びに子会社の取締役及び監査役を被保険者として、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。

当該保険契約では、被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、又は、当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害について填補の対象としています。ただし、法令違反の行為であることを認識して行った行為に起因して生じた損害等については、填補の対象外としています。

当該契約の保険料は当社が全額負担しております。

(4)当事業年度に係る取締役の報酬等の額

①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、2021年3月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しており、当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るべく、会社業績との連動性を確保し、職責と成果を反映させた体系とすることを基本方針としております。取締役の報酬は、月額報酬、賞与及び業績連動型株式報酬により構成し、社外取締役及び監査等委員である取締役については、月額報酬のみであります。

②取締役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役（監査等委員を除く）の金銭報酬の額は、2017年6月29日開催の第132期定時株主総会において、年額500百万円以内（ただし、使用人分給与は含まない）と決議いただいております。また、監査等委員である取締役の報酬限度額は、2022年6月29日開催の第137期定時株主総会において、年額80百万円以内と決議いただいております。当該定時株主総会終了時点の取締役の員数は4名（うち、社外取締役は3名）であります。

また、上記報酬額とは別枠で取締役（社外取締役を除く）に対しては、2016年6月29日開催の第131期定時株主総会において決議された業績連動型株式報酬制度「株式給付信託(BBT)」を導入し、その後、取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）に対して、2020年6月26日開催の第135期定時株主総会において決議された在任時の給付分として、120百万円（3事業年度）を上限として信託に拠出しております。同制度については、2020年6月26日開催の第135期定時株主総会において、取締役在任時の付与分として、40,000ポイント（1事業年度）を株式交付の上限としております。なお、当該定時株主総会終了時点の取締役（監査等委員である取締役及び社外取締役を除く）の員数は4名であります。

③取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

個人別の取締役の報酬額は、株主総会でご承認いただきました報酬限度額の範囲内で、一定の基準に基づき、取締役（監査等委員である取締役を除く）の報酬については、取締役会で配分方法の取り扱いを協議し、監査等委員会の適切な関与・助言を得た上で、取締役会から委任

を受け、代表取締役会長兼社長里見多一により、それぞれ取締役の個人別の報酬額の具体的内容を決定しております。また、監査等委員である取締役の報酬は、監査等委員である取締役の協議により決定しております。委任した理由は、当社の事業環境及び経営環境を熟知し、総合的に取締役の報酬額を決定できると判断したためであり、監査等委員会の適切な関与・助言を得ている等の手続きを経て、取締役の個人別の報酬額が決定されていることから、取締役会は、その内容が決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役の報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる役員の員数 (名)
		基本報酬	業績連動報酬	株式報酬	
取締役 (監査等委員及び社外取締役を除く)	212	143	42	26	6
監査等委員 (社外取締役を除く)	18	18	-	-	1
社外取締役 (監査等委員を除く)	15	15	-	-	2
社外取締役 (監査等委員)	20	20	-	-	3

(注) 上記には、2022年6月29日開催の第137期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役（監査等委員を除く）1名が含まれております。

⑤業績連動報酬等に関する事項

業績連動報酬等としての賞与は、当社の業績との連動性を明確にするため、主として本業の経営成績を示す営業利益を指標として、前年同期増減を加味した上で、総合的に決定し、毎年一定の時期に支給しております。なお、営業利益の実績については、第137期は13,370百万円、第138期は12,668百万円であります。

⑥非金銭報酬等の内容

当社の業績及び株式価値との連動性をより明確にするため、取締役に対する業績連動型株式報酬を導入しており、業績連動型株式報酬は、取締役会で決議された役員株式給付規程に基づき、事業年度の業績に応じポイントを毎年一定の時期に付与し、その累計ポイント相当分の報酬等を退任時に支給する制度であります。ポイント付与の有無及びその付与数は事業年度毎に決定しており、詳細は以下の通りであります。

1) 対象者

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く）とし、以下の要件を満たしていることを条件とします。

- ①役員株式給付規程で定める受給権利者の要件を満たしていること
- ②株主総会決議において解任の決議をされた場合に該当しないこと、又は取締役としての義務の違反があったことに起因して退任し、給付を受ける権利の全部が受けられない場合に該当しないこと

2) 業績連動型報酬として給付される報酬等の内容

当社普通株式及び金銭（以下、「当社株式等」という）とします。

3) 業績連動型株式報酬の支給額等の算定方法

①付与ポイントの決定方法

i. ポイント付与の時期

- A. 毎年6月30日現在における受給予定者に対して、前年の4月1日から当年の3月31日までの期間を評価対象期間として、同日にポイントを付与します。
- B. A.のほか、役員を退任するときは、当該退任日にポイントを付与します。

ii. 報酬等と連動する業績評価指標

毎事業年度における連結ベースの経常利益の目標値に対する達成率を報酬等に連動する指標とします。なお、経常利益の実績については、第137期は17,003百万円、第138期は16,625百万円であります。

iii. 付与するポイント数

- A. 職務執行期間において在任している場合に付与するポイント
次の算式により算出されるポイントとします。

（算式）別表1に定める役位別ポイント×別表2に定める業績係数

- B. 当年の3月末時点の役位にてポイントの数を算出し、評価対象期間中に役位の異動があった場合には、異動前の1カ月未満は切り上げし、異動後の1カ月未満は切り捨てし、月割にてポイントの数を算出します。月の途中で昇格・降格の異動があった場合の異動当月は、異動前の役位として役位別ポイントを算出します。1年に満たない在任期間については、月割（1カ月未満の端数は切り上げ）にてポイントの数を算出し、業績係数は1.0とします。

(別表1) 役位別ポイント数は以下の通りとします。

役位	役位別ポイント数
名誉会長・会長・社長	4,300
副社長	3,300
専務・常務・相談役・取締役	2,800

※代表権のある取締役は、上表のポイント数に加えて2,200ポイントを付与します。

(別表2) 業績係数は以下の通りとします。

連結経常利益目標達成率 (前期実績比)	業績係数
115%以上	1.2
105%以上115%未満	1.1
95%以上105%未満	1.0
85%以上95%未満	0.9
85%未満	0.8

②支給する当社株式等

給付する株式数及び金銭の額は以下の算式にて算出します。

(算式)

給付する株式数＝権利確定日時点のポイント数に1.0を乗じた数から、単元未満の端数（以下「単元未満株式の端数」という）を減じた数（以下「給付株式数」という）×70%（小数点以下切り捨て）

ただし、上記の算式により算出した給付する株式数に単元未満株式が生じる場合、単元未満株式を切り捨てるものとします。

(算式)

給付する金銭の額＝（給付株式数×30%＋単元未満株式の端数）×権利確定日の本株式の時価（※1）

ただし、上記の算式の計算過程のうち「給付株式数×30%」に単元未満株式が生じる場合、単元株式にこれを切上げて計算するものとします。

③受給予定者が死亡した場合

受給予定者が死亡したとき、当該受給予定者の遺族が役員株式給付規程で定める要件を満たした場合に、遺族に対し金銭を支給します。遺族給付の額は、次の算式により算出される金銭の額とします。

(算式)

遺族給付の額＝死亡した受給予定者の保有ポイント数×権利確定日時点における本株式の時価（※１）

（※１）本制度において使用する株式の時価は、株式の時価の算定を要する日の上場する主たる金融商品取引所における終値又は気配値とし、当該日に終値又は気配値が公表されない場合にあっては、終値の取得できる直近の日まで遡って算定するものとします。

(5) 社外役員に関する事項

①取締役

i 重要な兼職先と当社との関係

取締役 江森史麻子氏は、大洋綜合法律事務所所属の弁護士であります。当該事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

ii 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
江森史麻子	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、主に弁護士としての専門的見地から発言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
森 達哉	社外取締役	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに出席し、主に経営者としての経験と知見に基づく発言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

②取締役（監査等委員）

i 重要な兼職先と当社との関係

取締役（監査等委員） 久保田正治氏は、神宮前法律事務所所属の弁護士であります。当該事務所と当社との間に重要な取引関係はありません。

取締役（監査等委員） 近 浩二氏は、株式会社星和ビジネスリンクの代表取締役であります。当該法人と当社との間に重要な取引関係はありません。

ii 特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

iii 当事業年度における主な活動状況

氏 名	区 分	主 な 活 動 状 況
久保田正治	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会12回の全てに、また、監査等委員会23回の全てに出席し、それぞれにおいて主に弁護士としての専門的見地から発言及び監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
近 浩二	社外取締役 監査等委員	当事業年度に開催された取締役会12回のうち11回に、また、監査等委員会23回のうち22回に出席し、それぞれにおいて主に経営者としての経験と知見に基づく発言及び監督、助言等を行い、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。
櫛山 重貴	社外取締役 監査等委員	2022年6月29日就任以降、当事業年度に開催された取締役会10回の全てに、また、監査等委員会18回の全てに出席し、それぞれにおいて主に公認会計士として財務及び会計に関する豊富な専門知識・経験より、意思決定の妥当性・適正性を確保するための適切な役割を果たしております。

4. 会計監査人の状況

(1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額

84百万円

②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額

88百万円

- (注) 1. 監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、過年度の監査計画における監査項目別、階層別監査時間の実績及び報酬額の推移並びに会計監査人の職務遂行状況を確認し、当事業年度の監査計画及び報酬額の妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等について会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、①の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めております。

(3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意により、会計監査人を解任いたします。また、監査等委員会は会計監査人の適格性、専門性及び独立性その他の評価基準に従い総合的に評価し、会計監査人の職務の執行に支障があると判断されるなど、会計監査人の変更が必要と認められる場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項及びその運用状況の概要は、次の通りであります。

(1) 取締役・使用人の職務執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- ①コンプライアンス基本規程及び役職員行動規範に基づき、コンプライアンス委員会、統括者、責任者を中心としたコンプライアンス体制の維持を図ることとする。
- ②内部監査部門としての内部監査室は、業務運営の状況を把握し、その改善を指導・支援することとする。
- ③法令違反その他のコンプライアンスに関する事実についての社内報告体制として、コンプライアンス通報規程に基づき社内通報システムを運用することとする。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役の職務執行に係る文書その他の情報については、当社の文書に関する社内規程に従い、その保存媒体に応じて適切に保存・管理することとする。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①リスク管理規程に基づき、リスク管理委員会、統括者、責任者を中心としたリスク管理体制を維持し、グループ会社全体のリスクを総括的に管理するものとする。
- ②内部監査部門としての内部監査室はリスク管理状況を監査し、その結果を定期的に取り締役に報告するものとする。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ①取締役会を原則として月1回定時に開催するほか、必要に応じて適時臨時に開催するものとし、当社及びグループ会社に影響を及ぼす重要事項については、事前に執行役員会において議論を行い、取締役会の審議を経て執行決定を行うものとする。
- ②業務の迅速化・適正化を更に高めるため、ITを積極的に活用し、取締役の職務執行の効率化に寄与するものとする。
- ③取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌及び稟議取扱規程に基づき執行することとする。

(5) グループ会社における業務の適正を確保するための体制

- ①グループ会社全てに適用する行動指針としてのグループ会社行動原則のもと、これに基づきグループ各社で定めた諸規程をもってグループ会社における業務の適正を確保するものとする。
- ②子会社管理規程に基づく当社への決裁・報告制度によりグループ会社経営の管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行うものとする。
- ③グループ会社は、当社の経営指導内容が法令に違反し、その他、コンプライアンス上問題があると認めた場合には、当社コンプライアンス委員会に報告するものとする。コンプライアンス委員会は直ちに監査等委員会に報告を行うとともに意見を述べるができるものとする。監査等委員会は意見を述べるとともに、改善策の策定を求めることができるものとする。

(6) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置くことに関する体制並びに当該使用人の独立性に関する事項及び監査等委員会の当該使用人に対する指示の実効性確保に関する事項

- ①監査等委員会からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められた場合、必要な人材を任命するものとする。
- ②補助者の任命、評価、異動、懲戒については、監査等委員会の同意を要するものとする。

(7) 監査等委員会への報告に関する体制及び当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- ①取締役及び使用人は、法定の事項に加え、執行役員会の審議案件、内部監査の監査結果、ヘルプラインシステムの通報状況並びに当社及びグループ会社に重大な影響を与える事項について、監査等委員会に都度報告するものとする。
- ②当該報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行わないものとする。

(8) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査等委員会はいつでも必要に応じて、取締役及び使用人に対して報告を求めることができるものとする。
- ②監査等委員会は取締役、会計監査人及び内部監査室との定期的な意見交換会をそれぞれ開催するものとする。
- ③監査等委員が、その職務の執行について生ずる費用の請求をしたときは、当該費用が監査等委員会の職務の執行に必要と認める場合には、これを速やかに支払うものとする。

(9) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、当社グループのリスク管理体制を構築するため、「リスク管理規程」に基づき、リスク管理委員会、統括者及び責任者を中心にリスクの抽出及び管理の徹底を図っております。内部監査室はリスクの管理状況を監査しております。

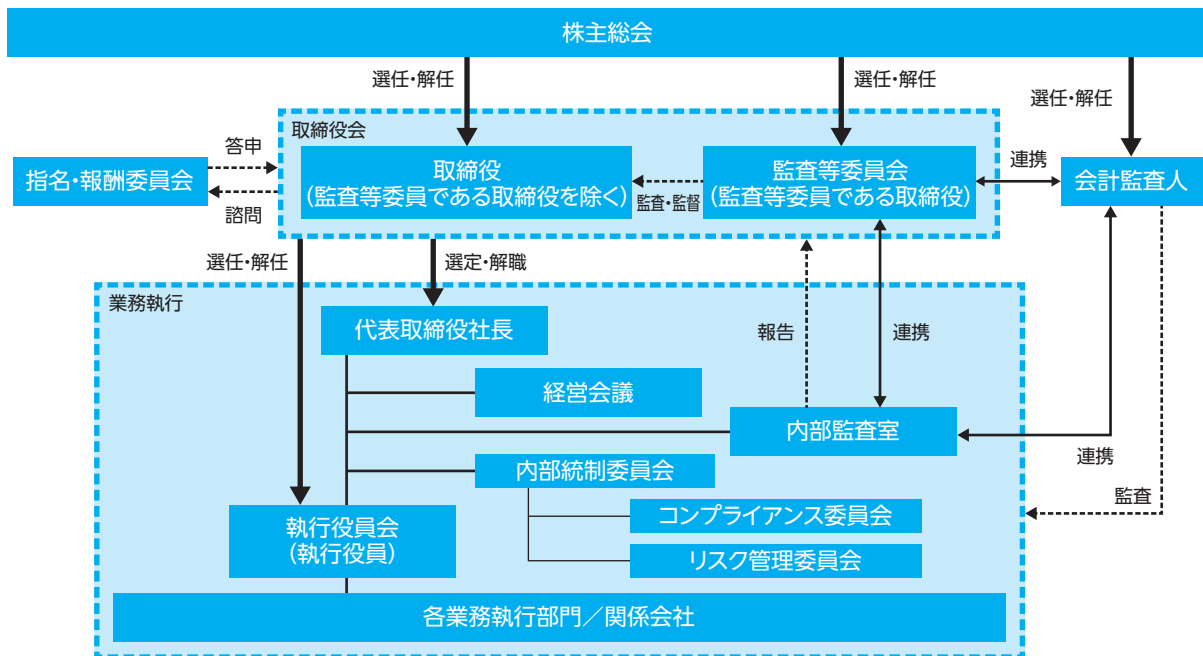
コンプライアンスにつきましては、コンプライアンス委員会を中心に「コンプライアンス基本規程」及び「役職員行動規範」等に基づいた定期的なコンプライアンス研修を実施し、コンプライアンス体制を維持しております。

監査等委員会は、監査の実効性を確保するため、取締役、会計監査人及び内部監査室と定期的又は必要に応じて随時情報交換を行い、法定事項、執行役員会の審議案件及び内部監査の監査結果等の当社グループに重大な影響を与える事項についての報告を受けるほか、社外取締役との意見交換会を定期的に実施するなど連携の強化に取り組んでおります。また、内部統制システムの運用状況について、適宜報告を求めるとともに取締役会に対して意見表明を行うなど監査の実効性強化にも努めております。

社外取締役は、原則毎月開催される取締役会などの重要な会議に出席するほか、代表取締役との定期的な会合を行うことにより、経営の監督機能の強化及び向上を図っております。

子会社及び関係会社に対しては、「内部統制基本方針」及び「子会社管理規程」等に基づき、内部統制委員会を中心にグループ統括本部が統括し、子会社及び関係会社の業務の適正の確保及びガバナンス体制の強化を図っております。また、監査等委員会及び内部監査室が定めた内部統制システムに関する実施基準に準拠し、子会社及び関係会社の役員に対して、その運用状況について報告を受けております。

【コーポレート・ガバナンス体制図】



連結貸借対照表

科 目	期 別	
	第138期 (2023年3月31日現在)	(ご参考) 第137期 (2022年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	128,576	126,258
現金及び預金	76,386	75,459
受取手形、売掛金及び契約資産	38,918	39,027
有価証券	505	361
棚卸資産	11,550	10,047
その他	2,888	2,947
貸倒引当金	△1,671	△1,583
固定資産	107,957	102,724
有形固定資産	62,671	58,022
建物及び構築物	23,004	22,642
機械装置及び運搬具	14,919	15,164
土地	17,759	16,485
建設仮勘定	5,326	2,181
その他	1,662	1,548
無形固定資産	2,305	2,488
投資その他の資産	42,980	42,212
投資有価証券	28,780	29,305
繰延税金資産	1,709	1,741
その他	12,580	11,294
貸倒引当金	△90	△127
資産合計	236,534	228,982

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	第138期 (2023年3月31日現在)	(ご参考) 第137期 (2022年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	30,693	31,599
支払手形及び買掛金	17,454	17,200
1年内返済予定の長期借入金	474	565
未払法人税等	1,579	2,432
賞与引当金	2,362	2,416
その他	8,823	8,984
固定負債	9,448	9,709
長期借入金	500	745
退職給付に係る負債	4,446	4,124
繰延税金負債	2,882	3,043
その他	1,619	1,795
負債合計	40,141	41,309
純資産の部		
株主資本	150,419	147,736
資本金	4,560	4,560
資本剰余金	4,457	4,438
利益剰余金	155,029	150,543
自己株式	△13,627	△11,805
その他の包括利益累計額	15,852	12,557
その他有価証券評価差額金	8,373	8,750
繰延ヘッジ損益	△10	3
為替換算調整勘定	6,658	2,429
退職給付に係る調整累計額	829	1,373
非支配株主持分	30,120	27,379
純資産合計	196,392	187,673
負債及び純資産合計	236,534	228,982

連結損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	(ご参考)	
		第138期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第137期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高		119,177	117,752
売上原価		80,215	79,334
売上総利益		38,962	38,418
販売費及び一般管理費		26,293	25,047
営業利益		12,668	13,370
営業外収益		4,685	4,242
受取利息		427	348
受取配当金		556	480
受取賃貸料		780	804
受取技術料		638	576
持分法による投資利益		983	913
為替差益		908	737
その他		389	380
営業外費用		728	610
支払利息		19	30
賃貸費用		329	349
その他		379	229
経常利益		16,625	17,003
特別利益		945	287
固定資産売却益		536	84
投資有価証券売却益		154	198
関係会社株式売却益		251	1
その他		3	2
特別損失		942	1,445
固定資産除売却損		682	98
減損損失		253	1,260
その他		6	86
税金等調整前当期純利益		16,628	15,845
法人税、住民税及び事業税		4,151	4,284
法人税等調整額		314	119
法人税等合計		4,465	4,403
当期純利益		12,162	11,441
非支配株主に帰属する当期純利益		2,189	2,394
親会社株主に帰属する当期純利益		9,973	9,046

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,560	4,438	150,543	△11,805	147,736
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△5,487		△5,487
親会社株主に帰属する当期純利益			9,973		9,973
自 己 株 式 の 取 得				△1,845	△1,845
自 己 株 式 の 処 分				25	25
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		19			19
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				△2	△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	19	4,485	△1,822	2,682
当 期 末 残 高	4,560	4,457	155,029	△13,627	150,419

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	8,750	3	2,429	1,373	12,557	27,379	187,673
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△5,487
親会社株主に帰属する当期純利益							9,973
自 己 株 式 の 取 得							△1,845
自 己 株 式 の 処 分							25
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							19
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							△2
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△376	△13	4,228	△543	3,294	2,741	6,036
当 期 変 動 額 合 計	△376	△13	4,228	△543	3,294	2,741	8,718
当 期 末 残 高	8,373	△10	6,658	829	15,852	30,120	196,392

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書 ご参考（第137期）

（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	4,560	4,460	144,750	△11,745	142,025
会計方針の変更による累積的影響額			21		21
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,560	4,460	144,771	△11,745	142,047
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当			△3,180		△3,180
親会社株主に帰属する当期純利益			9,046		9,046
自己株式の取得				△60	△60
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動		△22			△22
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減				0	0
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高			△94		△94
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当 期 変 動 額 合 計	—	△22	5,772	△60	5,689
当 期 末 残 高	4,560	4,438	150,543	△11,805	147,736

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非支配株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	為 替 換 算 調 整 勘 定	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	10,522	0	△1,354	305	9,473	25,168	176,667
会計方針の変更による累積的影響額							21
会計方針の変更を反映した当期首残高	10,522	0	△1,354	305	9,473	25,168	176,689
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当							△3,180
親会社株主に帰属する当期純利益							9,046
自己株式の取得							△60
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動							△22
持分法適用会社に対する持分変動に伴う自己株式の増減							0
持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高							△94
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△1,772	3	3,784	1,068	3,083	2,211	5,295
当 期 変 動 額 合 計	△1,772	3	3,784	1,068	3,083	2,211	10,984
当 期 末 残 高	8,750	3	2,429	1,373	12,557	27,379	187,673

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(単位：百万円)

科 目	期 別	
	第138期 (2023年3月31日現在)	(ご参考) 第137期 (2022年3月31日現在)
資産の部		
流動資産	50,676	53,687
現金及び預金	29,439	32,138
受取手形、売掛金及び契約資産	16,896	17,420
商品及び製品	1,298	1,197
仕掛品	131	108
原材料及び貯蔵品	1,436	1,348
その他	3,064	3,016
貸倒引当金	△1,590	△1,543
固定資産	71,219	69,988
有形固定資産	26,341	23,968
建物	8,826	9,116
機械及び装置	2,790	2,984
土地	11,324	10,218
建設仮勘定	2,081	338
その他	1,318	1,310
無形固定資産	261	221
投資その他の資産	44,615	45,798
投資有価証券	19,164	19,876
関係会社株式	12,757	12,749
関係会社出資金	6,387	6,531
その他	6,383	6,756
貸倒引当金	△77	△115
資産合計	121,895	123,675

科 目	期 別	
	第138期 (2023年3月31日現在)	(ご参考) 第137期 (2022年3月31日現在)
負債の部		
流動負債	27,766	27,412
支払手形及び買掛金	7,026	7,010
預り金	16,711	15,404
賞与引当金	1,340	1,340
その他	2,688	3,658
固定負債	4,933	5,551
退職給付引当金	2,500	3,053
その他	2,432	2,497
負債合計	32,699	32,964
純資産の部		
株主資本	81,494	82,560
資本金	4,560	4,560
資本剰余金	4,046	4,046
資本準備金	3,912	3,912
その他資本剰余金	133	133
利益剰余金	86,827	86,073
利益準備金	1,140	1,140
その他利益剰余金	85,687	84,933
配当積立金	500	500
研究開発積立金	500	500
固定資産圧縮積立金	266	278
別途積立金	76,300	76,300
繰越利益剰余金	8,121	7,354
自己株式	△13,939	△12,120
評価・換算差額等	7,700	8,150
その他有価証券評価差額金	7,700	8,150
純資産合計	89,195	90,710
負債及び純資産合計	121,895	123,675

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：百万円)

科 目	期 別	(ご参考)	
		第138期 (2022年4月1日から 2023年3月31日まで)	第137期 (2021年4月1日から 2022年3月31日まで)
売上高		42,070	43,084
売上原価		27,686	27,476
売上総利益		14,383	15,608
販売費及び一般管理費		11,171	11,462
営業利益		3,211	4,146
営業外収益		5,849	5,816
受取利息		121	129
受取配当金		2,870	2,964
受取賃貸料		859	871
受取技術料		1,510	1,298
為替差益		291	374
その他		195	177
営業外費用		625	641
支払利息		19	17
賃貸費用		418	451
その他		187	172
経常利益		8,435	9,320
特別利益		132	410
固定資産売却益		92	68
投資有価証券売却益		9	198
関係会社株式売却益		—	143
その他		31	—
特別損失		392	333
固定資産除売却損		392	70
関係会社株式評価損		—	255
その他		—	7
税引前当期純利益		8,175	9,397
法人税、住民税及び事業税		1,627	2,120
法人税等調整額		175	83
法人税等合計		1,803	2,203
当期純利益		6,372	7,193

(注) 記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(自2022年4月1日 至2023年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本										株主 資本 合計
	資本金	資 本 剰余金		利 益 剰 余 金						自己 株式	
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
					配 当 積立金	研究開発 積 立 金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	278	76,300	7,354	△12,120	82,560
当 期 変 動 額											
剰余金の配当									△5,619		△5,619
固定資産圧縮積立金の取崩							△12		12		－
当期純利益									6,372		6,372
自己株式の取得										△1,845	△1,845
自己株式の処分										25	25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△12	－	766	△1,819	△1,065
当 期 末 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	266	76,300	8,121	△13,939	81,494

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	8,150	8,150	90,710
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△5,619
固定資産圧縮積立金の取崩			—
当 期 純 利 益			6,372
自己株式の取得			△1,845
自己株式の処分			25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△449	△449	△449
当期変動額合計	△449	△449	△1,515
当 期 末 残 高	7,700	7,700	89,195

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書 ご参考（第137期）

（自2021年4月1日 至2022年3月31日）

（単位：百万円）

	株 主 資 本										
	資本金	資 本 剰余金		利 益 剰 余 金						自己 株式	株主 資本 合計
		資 本 準備金	そ の 他 資本剰余金	利 益 準備金	そ の 他 利 益 剰 余 金						
					配 当 積立金	研究開発 積 立 金	固定資産 圧縮積立金	別 途 積立金	繰越利益 剰 余 金		
当 期 首 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	294	71,200	8,490	△12,120	78,611
会計方針の変更による累積的影響額									1		1
会計方針の変更を反映した当期首残高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	294	71,200	8,492	△12,120	78,613
当 期 変 動 額											
剰余金の配当									△3,246		△3,246
固定資産圧縮積立金の取崩							△15		15		－
別途積立金の積立								5,100	△5,100		－
当期純利益									7,193		7,193
自己株式の取得										△0	△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）											－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	△15	5,100	△1,137	△0	3,946
当 期 末 残 高	4,560	3,912	133	1,140	500	500	278	76,300	7,354	△12,120	82,560

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	9,776	9,776	88,388
会計方針の変更による累積的影響額			1
会計方針の変更を反映した当期首残高	9,776	9,776	88,389
当 期 変 動 額			
剰余金の配当			△3,246
固定資産圧縮積立金の取崩			－
別途積立金の積立			－
当期純利益			7,193
自己株式の取得			△0
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△1,625	△1,625	△1,625
当期変動額合計	△1,625	△1,625	2,321
当 期 末 残 高	8,150	8,150	90,710

（注）記載金額は百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

日本パーカライジング株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 川 原 光 爵

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 那 須 伸 裕

業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 八 木 正 憲

業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本パーカライジング株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本パーカライジング株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

会計監査人監査報告書

独立監査人の監査報告書

2023年5月19日

日本パーカライジング株式会社
取締役会御中

PwCあらた有限責任監査法人

東京事務所

指定有限責任社員	公認会計士	川原光爵
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	那須伸裕
業務執行社員		
指定有限責任社員	公認会計士	八木正憲
業務執行社員		

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本パーカライジング株式会社の2022年4月1日から2023年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査等委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査等委員会監査報告書

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2022年4月1日から2023年3月31日までの第138期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

①監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2023年5月22日

日本パーカライジング株式会社 監査等委員会

監査等委員 久保田 正 治 ㊞

監査等委員 細 金 逸 人 ㊞

監査等委員 近 浩 二 ㊞

監査等委員 櫛 山 重 貴 ㊞

(注) 監査等委員 久保田正治、近 浩二及び櫛山重貴は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

